

令和6年度第7回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年10月15日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時50分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	欠席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	欠席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

令和6年度第7回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（足立事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は16名、欠席委員は2名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和6年度第7回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号3番、新久保克己委員と、議席番号4番、松倉公一委員の、ご兩名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。本件は、登記地目、田3筆と現況地目が畑1筆の4筆で、合計面積は、556.97㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページから7ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所

から南東へ、約2.6kmに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人の要望に譲受人が応じ、家族で農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■、譲受後は、かぼちゃやサツマイモ等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、650㎡、位置図は8、9ページ、公図は、10ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ、約4.2kmに位置している、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、農業の経験もなく耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■、譲受後は、ぶどうやみかん等の果樹やさつまいもを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、665㎡、位置図は11、12ページ、公図は、13ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から南東へ、約700mに位置している、市街化区域内の農地です。

申請理由は、通作が困難になった譲渡人の要望に譲受人が応じ、娘夫婦と農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■、譲受後は、じゃがいもや人参等の野菜や花を栽培し、一部は、みかん等を植え、果樹園にする予定で、売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田5筆で、合計面積は、11,143㎡、位置図は14ページから16ページ、公図は、17ページから20ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から南東へ、約600mに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、譲渡人の要望に、前耕作者の弟である譲受人が応じたもので、申請地は、譲受人の自宅から■■■■、譲受後は、引き続き、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。1番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年10月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。

申請地は、川棚くすの森の近くで、菊川に抜ける県道の下で、圃場整備田の一角にあります。譲渡人は、高齢で体調を崩し施設に入っており、後継者も広島に居住しており耕作もできないことから、農地の贈与を申し出て、隣接する宅地に住む譲受人がこれに応じたものです。譲受人は、2年くらい前から父親の農業の手伝いや地元の法人の作業員として貢献しています。

機械等は、500m離れた父親所有の機械を使用し、かぼちゃ、スイカ、さつまいも等の野菜を栽培する予定です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号14番、私、山田が、報告をいたします。

山田正信委員

議席番号14番、山田です。2番の案件について、調査結果をご報告いたします。

10月2日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査をいたしました。申請概要は、事務局から説明のあったとおりです。相続により農地を継承したものの、維持管理が困難な譲渡人の申出に農業を営む譲受人が応じたものです。売買による所有権の移転です。

申請地は、譲受人の自宅とは国道を挟んで近距離にあり、現在、果樹類や花、野菜が植栽してあります。

譲受人は、現在水稲し、一連の農作業機械を所有しており、今後も管理がされるものと思われます。

ご審議のほど、お願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号4番、松倉です。3番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年10月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。確認時、申請地は遊休農地で申請内容は先ほどの事務局の説明どおり、譲渡人は譲受人と一緒に畑を作っておりましたが、高齢で運転免許返納後、通作が困難となり、隣地に住む譲受人に買取りを申立て、譲受人が要望に応じたもので、親戚同士の売買による権利移動です。今後、譲受人は譲渡人の指導を受け、娘夫婦とともに野菜を栽培、自家消費と直売所に出荷する予定で、何ら問題はないものと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。4番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和6年10月2日に、農業委員2名、事務局職員1名で、現地調査をいたしました。申請内容については、事務局の説明のとおりです。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人である兄の所有地を譲受人である弟が贈与により取得するもので、今までも利用権設定により譲受人が水稲の栽培を行ってきており、現地調査時は稲刈り途中の状況でした。

譲受人は、農地取得後も引き続き耕作することが見込まれることから、何ら問題ないものと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1点教えてください。1番の案件のように、登記面積が500いくらとあります。登記地目では宅地となっていますが現況は畑とあります。こういう場合は、現況でいかれるのですか。登記地目ではないかと思うのですが、確認をお願いします。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。農地法では、現況主義となっておりますので、登記地目に関係なく現況が農地であれば、農地法による制限を受ける土地になります。今回の宅地については、過去、なぜ農地台帳に記載されたかはわからないのですが、何らかの理由があって農地台帳に記載されておりますので、今回合わせて申請をしていただきました。

新久保克己委員

登記地目が宅地とか山林とかいろいろありますが、その場合でも現況が田、畑であれば農地転用の許可を受けなければいけないのですか。

事務局（岡本主任）

農地台帳に記載があるものは、そこに家を建てようと思えば、農地法の第4条又は第5条の許可が必要になります。

議長（山田会長）

他に質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書21ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、転用面積は、465㎡、位置図は、22、23ページ、公図は24ページ、土地利用計画図は25ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北東へ約2.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、農業用施設で、申請理由につきましては、農業倉庫や育苗用地等がないことから、自宅から■■■■に位置している自己所有農地である申請地を選定し、この度の計画に至ったものでございます。本案件には一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画から見て適当であると判断いたしました。

申請地には、隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、私水路から道路側溝に放流されますが、■■■■の土地所有者からの同意書が提出されており、■■■■の土地所有者からの同意は得ておりませんが、問題が生じた場合は、双方で協議し、誠実に対応する旨が申請書に記載されておりましたので、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、令和元年に、農業用倉庫を建築し、農業用施設用地として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。

令和6年10月8日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。現地調査時、農業用倉庫が建設され、他は雑草が繁茂していました。申請内容は、自宅近くの所有する農地に農業用倉庫や育苗用地などを計画したものです。申請者は、農地転用許可の必要性を認識せず、令和元年に倉庫を建設しており、農業委員会会長あてに始末書が提出されております。

隣接する農地との境界には、申請者と隣接する農地の所有者両方で水路を設け、用排水を水路から道路側溝に放流するもので、支障ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書26ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆の一部で、転用面積は、1.87㎡、位置図は29ページから31ページ、公図は、32ページ、土地利用計画図は、33ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から北東へ約860mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自宅進入路の拡張でございます。

申請理由につきましては、既存の進入路が不便のため、隅切りを設けたいと考

えていたところ、この度譲渡人が応じてくれたことから、計画がなされたもので、贈与による所有権の移転となっております。本件には、一体利用地が1筆ございますが、譲受人の所有地で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、ブロック塀を設置し道路として整備する計画で、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝又は隣接農地に放流されますが、譲渡人の所有地で土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

26ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、34、35ページ、公図は、36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南東へ約1.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、太陽光発電設備の売買を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するものでございます。

詳しくご説明いたします。

以前から、太陽光発電設備の設置を目的に許可された案件はございますが、全て、売電を目的とした設備の設置となっております。

しかしながら、本件は、売電を目的とした設置ではなく、譲受人は、設備を設置し、土地を含め全てを、第三者の小売電気事業者の法人に譲渡する計画となっておりますので、事前に県、県から国にも確認しております。

県からは、本件のような目的での申請であっても支障はなく、通常どおり提出された書類で、許可の対象となる案件なのか否かの判断をするようにとの回答がございましたので、ご審議いただくものでございます。

それでは、続けてご説明いたします。

申請理由につきましては、太陽光発電設備の売買事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、高齢となり経営規模縮小を思案していた譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしまし

た。

また、法定外公共物の上空に電線を張る計画となっておりますが、工事日が決定した後に、法定外公共物使用許可申請書が提出される予定となっております。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の畦畔で分断しており、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書27ページ、28ページをお開きください。3番、この度の計画地の大部分は、過去に現況確認証明願いにおいて、農業委員会が「非農地」と判断した筆となります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

それでは、ご説明いたします。位置図は38ページから40ページ、公図は41ページで、土地利用計画図は43、44ページをご覧ください。

なお、39ページの航空写真では、全体計画の確認が難しいので、本日、お配りしております、航空写真をご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から、南西へ約1.6kmに位置している農地で、XXXXXXXXXXは、過去に農業公共投資の対象となった農地で、「第1種農地」、残りの4筆は、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。該当条文等は、議案書記載のとおりでございます。

総会議案書42ページをお開きください。転用目的は、住宅23、24、26、27、28、29に特定建築条件付売買予定地6区画、農地以外に宅地分譲23区画を整備するもので、XXXXXXXXXXは、道路管理者からの指示により、隅切りが整備される計画となっております。

申請理由につきましては、申請地は、宅地化が進行している垢田地区に位置しており、市道に面し、下関北バイパスにも近く、交通の便も良く、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、耕作の意思がない譲渡人や県外に居住している譲渡人等が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されてお

り、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地の17筆については、土地所有者から開発行為の同意書が提出されており、残りの一体利用地は、市道や用途廃止部分を含む法定外公共物部分のみで、施工に必要な各申請書等が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

なお、本案件は、住宅の建築工事費が2棟分のみの計上となっておりますが、この度の事業実施者は、過去に同地区での特定建築条件付売買予定地の販売実績もあり、事務局は、この度の資金計画書は妥当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地には隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみは、新設の水路から道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

■■■■■は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、「隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で、農地等を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えていないもの」であることから、農地法施行令第11条第1項第2号ニ及び農地法施行規則第54条に該当しております。

また、残りの4筆は、第2種農地で、「他に適当な土地はなく」提出された申請書類からも5筆全てが農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等の条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号 9 番、石田です。1 番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和 6 年 1 0 月 7 日に農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。この案件は、自宅進入路の拡張で、拡張部分は 1. 8 7 m²と小面積で、贈与による所有権の移転です。

譲受人は、自宅に入る直角に曲がる進入路が狭く不便なため、コーナー部分の内側を車が脱輪しないよう拡張したいと考え、譲渡人に申し出て、譲渡人が応じてくれたものです。一体利用地 XXXXXXXXXX は宅地ですが、自己所有地のため支障はありません。汚水はなく、雨水は自然流下で道路側溝へ排水となっています。第 3 種農地で、特に問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2 番の案件につきまして、議席番号 1 1 番、河本隆一委員が欠席のため、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（稲田主任）

河本隆一委員が本日欠席のため、報告を預かっておりますので、事務局より説明いたします。

議席番号 1 1 番、河本です。2 番の案件について、ご説明いたします。令和 6 年 1 0 月 3 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地調査をしました。現地は割ときれいに管理されておりましたが、申請地の周辺はここ数年で太陽光発電設備に転用されている所で、今回の申請も致し方ないものと判断しております。

事務局から説明がありましたとおり、今回は今までの売電目的の設置ではなく、設備と土地も含めて小売電気事業者へ売り渡す申請となっておりますが、支障はないとの確認を取っておりますので、問題ないものと思われれます。

ご審議の程、よろしく願います。

議長（山田会長）

続きまして、3 番の案件につきまして、議席番号 5 番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号 5 番、田崎です。3 番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和 6 年 1 0 月 7 日に農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。

た。申請地は、垢田地区にあり響灘に面し、近くには長州出島の入口もあります。周辺には住宅地が建ち並んでいました。譲受人は、市道に面し、下関北バイパスもあって交通の便がよく住宅の需要が見込まれることから、特定建築条件付売買予定地を6区画、宅地分譲地23区画として計画したものです。

譲渡人は、耕作の意思がないこと、県外に居住し管理が出来ないこと、また高齢で農業後継者がいないことなどから譲受人の要望に応じたものです。詳細は事務局の説明どおりです。周辺には、農地もあまりなく、また営農には支障がないと思われま。申請に必要な申請書も詳しく添付されていました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。3番の案件のように、第1種農地が転用できる条件、今回は、全体の3分の1以内ということですが、他に条件があると思いますので、それを教えていただきたいと思。います。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。第1種農地で農地転用できる場合として一番多いのは集落に接続して設置される場合、いわゆる集落があれば第1種農地でも例外的に認められるというもので、規則第33条の規定に該当するというものです。続いては、農業用関連施設であれば、第1種農地でも例外規定が使われます。今回のように、全体計画の3分の1以内であれば第1種農地でも使えますし、ある事業所の敷地拡張についても既存の敷地の2分の1までは例外的に使えるということになっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。2番の案件について、先ほどの事務局の説明で、譲渡をする前提ということで、県に問い合わせたら、譲渡をすることも含めて審議してくださいと、そういう指導があったということだったかと思いますが、もう少し詳しく説明してください。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。県からの回答は、売電を目的とした農地転用であっても、施設の販売を目的とした農地転用の申請であっても、どちらでも支障はないので提出された書類で審査をしてくださいという回答でした。今回のように、売電目的ではなく譲受人が発電施設を設置したのちに、全てを販売するという目的であっても、全ての提出書類を審査し、判断してくださいという回答でございましたので、今回受けさせていただいております。

伊田喜弘委員

今回の申請そのものについて疑義はありませんが、譲渡先についても審査をしてくれということではないのですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

県からの回答は、今回の目的に関し、農地転用許可申請に支障はないので、提出書類で審査するようにとのことでしたので、申請書類には、発電施設を販売するという内容が記載されていることを確認いたしました。

伊田喜弘委員

発電施設が誰に譲渡されるというのは、説明いただけないのですか。どこに譲渡されるというのがないと、総会で審議のしようがない。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（足立事務局長）

農業委員会といたしましては、農地法5条による農地転用許可までが審議の対象となります。県に確認したのは、今までは施設を設置して売電ということが目的の農地転用許可申請でしたので、今回は、発電施設を販売することが目的の農地転用であるが、同様の取り扱いでよいかということでしたので、転用後に施設の譲渡先がどこであるかということ公表しての審議ではないのではと考えております。

伊田喜弘委員

理解できません。

議長（山田会長）

他に質疑はございませんか。

阪田実委員

3番の案件についてですが、ちょっと私の意見を申し上げます。ここに航空写真があります、これを見ていただくとわかると思いますが、申請地は、私たち農業委員が現況確認で回ったところです。今回申請のあったところは、現況確認で農地という判定が出ましたので、それで農地転用として申請されたのだと思います。この工事が始まると、今後、山裾まで全部が宅地になっていくと思います。今、人口はどんどん減っているのに、これだけの宅地を造って、全部売れるんだろうかと思います。今後も農業委員会として、許可を出していいのか、監視の目を強めていかなければいけないと思っています。どうぞよろしくお願いします。

議長（山田会長）

今の阪田委員からのご意見、現況確認に行ったお一人からの、将来の農地に対する不安についてのご意見をみなさんにいただいたということによろしいでしょうか。

（はいの声あり）

伊田喜弘委員

先ほど、理解できないと言ったのは、事務局から譲渡先について教えてもらえないことに理解できないと言ったのであって、説明については理解できています。

議長（山田会長）

他に質疑はございませんか。

河本肇委員

議席番号16番、河本です。2番の案件ですが、譲渡先を議案に載せる義務はないのかもしれませんが、みなさん気になるころだと思しますので、やはり載せた方がいいのではないですか。

事務局（足立事務局長）

おっしゃるとおり、譲渡先について記載の義務はございませんが、申請書類の中に提示があった場合、譲渡先が変わる可能性もありますが、現在提示されているものとしてお示しすることは出来るかと思しますので、善処させていただきたいと思います。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、3番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、説明の前に、タブレット端末を起動していただき、事前にメールにてお送りしております、現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、45ページでございます。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑1筆、面積は、535㎡、申請地の位置図は46、47ページ、公図は48ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線福江駅から南へ、約700mに位置する土地でございます。

令和6年10月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

現地調査時の写真をご覧ください。申請地の南側には、お地蔵様が確認できますが、これは、昭和45年9月以前から祀られていますので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第2号に該当し、「非農地」との判断になっております。

また、残りの部分については、灌木の大部分は伐採されていましたが、切株は全て残っており抜根されておりませんでしたので、今後、申請地を耕作ができる農地として復旧することは、現実的には、困難と思われ、現況確認書交付事務取扱要領第5条第5号アに該当するとの判断により、「非農地」となっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。1番の案件について、ご報告いたします。

令和6年10月7日、農業委員2名、推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、近くをJR山陰本線と国道191号線が平行している所です。踏切の手前にはバス停林口があり、交通安全のためにお地蔵様が祀られていました。私もよく通る場所ですが、昭和40年代以降耕作をされておらず、灌木が茂ってました。現地調査に行った時に灌木は伐採されていましたが、切株は残ってました。長い間、農地以外の目的で利用されており、全員一致で非農地と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 現況確認について」、「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書49ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は50ページから52ページ、公図は、53ページ、土地利用計画図は、54ページをご覧ください。

申出地は、JR 山陰本線阿川駅から南西へ約500mに位置する農地で、除外後は、「第2種農地」となります。計画変更の理由は、合併浄化槽、進入路、水路の設置するためでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

なお、本件については、議案書にも記載しておりますが、申出地には、既に水路等が整備され、合併浄化槽も設置されており、農地法違反の状態となっておりますので、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。1番の案件について、現地調査の結果を報告します。

令和6年10月2日、農業委員2名、事務局職員1名で、現地調査をいたしました。事務局から説明がありましたように、現地は合併浄化槽や放流用の水悪露

が設置され、違反転用の状態でした。

申請者の父親が、平成24年頃に生活環境改善のために必要ということで、合併浄化槽を設置し、水路等を整備したのですが、本来であれば、農用地区域からの除外と農地転用の手続きを工事前にすべきところ、失念していたようで、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に関する違法行為に当たりますが、下関市長に対し始末書が提出され、今後このようなことがないように法を順守すると宣言しておりますので、農用地区域からの除外について、致し方ないと判断しているところです。

しかしながら、農地法違反の状況に変わりはありませんので、私も事務局の提案どおりの意見を付しての回答が必要と考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答することと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書55ページをお開きください。1番、この案件は、令和6年11月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、56ページから62ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年11月1日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号
■番、■委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書63ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に

配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等 促進計画（配分）に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、64ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊浦区域分）」と、65ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。

2番、内容につきましては、66ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（菊川区域分）」と、67ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（菊川区域分）」をご覧ください。

3番、内容につきましては、68ページの「3. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（豊田区域分）」と、69ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊田区域分）」をご覧ください。

別紙「議案第7号関係資料」に、地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

それでは、 委員は着席をお願いいたします。

議長（山田会長）

次に、日程第8「報告第1号」から日程第16「報告第9号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から6ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、20件ございました。

7ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

8ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。

簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

14から15ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、7件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

16ページ、報告第5号「農地転用事業計画の変更届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

17ページ、報告第6号「現況確認について」は、1件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

22ページ、報告第7号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

23から24ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

25から26ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は8件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第9号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和6年度第7回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時50分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....